



## 中小企業をめぐる株式の諸問題と対策

今回は、中小企業の株式をめぐる問題をご説明いたします。該当している項目がありましたら、早目に対策を検討しましょう。

### 1. 譲渡制限

譲渡制限株式とは、下記の記載例のように定めて、会社にとって好ましくない株主を排除できる制度です。

(定款記載例)

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、**取締役の承認**を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

- \* 「取締役の承認」以外に株主総会・取締役会・代表取締役など、会社の機関に応じ記載することができます。
- \* 有限会社（平成18年以前設立）には、上記の定めがなくても、閉鎖的な会社とみなされているため、商業謄本（履歴事項証明書）に職権（平成18年5月1日付）で登記がされています。

(譲渡制限忘れ対策)

この規定がない株券発行会社は、株式が転々流通し、不測の株主が現れる恐れがあります。そこで、オーナー保護のため、臨時株主総会を開いて譲渡制限の規定を設けましょう。

(譲渡制限を設定する臨時株主総会の開催方法)

1. 株主総会の20日前までに株主に対し、その旨の通知又は公告を行う
2. 株主総会の「特殊決議」で決議して、2週間以内に登記をする。  
(特殊決議＝議決権を行使できる株主の半数（頭数）以上で、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成)
3. この定款変更に反対する株主には、「株式買取請求権」があります。

### 2. 株式の相続人等に対する売渡請求の規定（法174条）の危険性

(定款記載例)

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

この売渡請求は、新会社法（平成18年5月）で新設されました。上述1の株式の譲渡制限では、株式の相続に会社は対抗できません（相続は「譲渡」ではないからです）。名義株主、疎遠になった知人に取得してもらった株式に相続が発生すれば、株式が分散する可能性があります。そこで、定款に売渡請求の旨を定め、相続人に強制的に売り渡すよう請求ができるようになりました。しかし、この規定は、具体例のとおり、社長が知人Aを意識して設定してものですが、自らの相続が先に発生すれば、少数株主による会社乗っ取りの危険があります。そこで、定款変更（削除）を検討することが必要です。

(具体例)

死亡した社長の株式は、子が90株すべてを相続しました（社長に就任予定）。

しかし、知人Aが臨時株主総会を開き、上記の定款の記載に基づいて、相続人（子）に対し株式90株の売渡請求を決議しました。この臨時株主総会では、会社法により（法175条2項）、相続人（子）は議決権を行使できません。そして、会社に買い取られた90株は金庫株となりますので、知人Aが唯一の株主となり、オーナーが代わる事態となります。

株主	株式数
社長（死亡）	90
知人A	10
合計	100

詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所 担当：大坪孝幸

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail [tsuchida@asahi-net.ne.jp](mailto:tsuchida@asahi-net.ne.jp)

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567